

【議員派遣】運用実態 都道府県・政令市調査

08/9/4 名古屋市民オンブズマン調べ

議会名	1. 目的の具体性	2. 派遣場所の具体性	3. 期間の具体性	4. 議決方法	備考
北海道	個別具体的に記載	市町村まで (道外は、都道府県名まで記載)	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決(定例会ごと)	
青森県	抽象的な目的を記す程度	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
岩手県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
宮城県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	回答は慣例によるものですのでご留意願います。
秋田県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
山形県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
福島県	個別具体的に記載(×議案に)	※都道府県名まで記載	出発日、帰着日まで(×議案に)	複数の派遣をとりまとめて議決	
茨城県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
栃木県	個別具体的に記載	都道府県名まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
群馬県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
埼玉県	個別具体的に記載	市町村まで	出発する月まで	派遣1件ごとに議決	全国都道府県議会議長会が示した様式に基づき、議案書を作成しています。
千葉県	「他県の議会運営等について調査する」としている。	「滋賀県議会、京都府議会」と派遣場所を記載している	出発日及び帰着日を記載している	議員派遣事案ごとに議長決裁をとる。	千葉県議会会議規則:第15章 議員の派遣 (議員の派遣) 第126条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2. 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、期間その他の必要な事項を明らかにしなければならない。
東京都	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	ただし本都では会議規則において閉会中における議員派遣については、議長決定により派遣できる旨規定されており、これまで議決により派遣の決定をした事例はない。
神奈川県	個別具体的に記載	市町村まで(都道府県名まで)	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	

【議員派遣】運用実態 都道府県・政令市調査

08/9/4 名古屋市民オンブズマン調べ

議会名	1. 目的の具体性	2. 派遣場所の具体性	3. 期間の具体性	4. 議決方法	備考
新潟県	個別具体的に記載	※当県では県内派遣の場合は市町村名、国内(県外)派遣の場合は都道府県名、国外派遣の場合は州等の名称まで記載している	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	※議員の派遣については議長の発議又は議会運営委員全員による動議により議決しており、議案として取り扱っておりません。
富山県	個別具体的に記載	市町村まで ※国内の場合は都道府県名まで、海外の場合は国名まで記載	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
石川県	個別具体的に記載	都道府県名まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
福井県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
山梨県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
長野県	個別具体的に記載	市町村まで(県内は市町村名・県外は都道府県名)	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
岐阜県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
静岡県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
愛知県	愛知県議会における議員派遣の本会議での議決方法は、「議員からの申し出に基づく場合」と「それ以外の場合」で取り扱いが異なりますので、別紙議員派遣について(回答)をご覧ください。				
三重県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
滋賀県	個別具体的に記載	都道府県まで	出発日、帰着日まで	派遣2件ごとに議決	国外については1件ごと、国内については複数の派遣をとりまとめて議決
京都府	個別具体的に記載 府主催の行催事以外抽象的な目的を記す程度 府主催の行催事	市町村まで 府外は都道府県名、府内は市町村名までを記載	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
大阪府	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
兵庫県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
奈良県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
和歌山県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
鳥取県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	

【議員派遣】運用実態 都道府県・政令市調査

08/9/4 名古屋市民オンブズマン調べ

議会名	1. 目的の具体性	2. 派遣場所の具体性	3. 期間の具体性	4. 議決方法	備考
島根県	個別具体的に記載	取り決め等はないが、派遣場所はある程度具体的に書く必要があると考える。	左に同じ	派遣1件ごとに議決	
岡山県					現在のところ、議員派遣について議決をせず議長の決定により派遣している。
広島県					※国内への議員派遣については、緊急を要する事例のみで議決をして派遣した例はありません。
山口県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
徳島県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
香川県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	国内への議員派遣は、香川県議会会議規則第124条に基づき、議会の議決によることとしている。各常任委員会が国内へ調査しようとする際には、会期中には派遣の見込みが立たず、行程や目的が確定することが困難であることから、香川県議会会議規則第124条第1項ただし書きにより、議長権限により実施しています。
愛媛県	個別具体的に記載 議案に個別具体的に記載している。	都道府県名を記載している。	出発日、帰着日まで 議案には出発日、帰着日まで記載している。	派遣1件ごとに議決	
高知県	個別具体的に記載	市町村まで(議案には派遣場所の市町村名まで記載 ※1の記載で特定されている)	出発日、帰着日まで(議案には出発日、帰着日まで記載 ※1の記載で特定されている)	派遣1件ごとに議決	
福岡県	個別具体的に記載	特に定めはないが、派遣目的によって、施設名称までとするか、市町村名までとするかはケースバイケース	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
佐賀県	抽象的な目的を記す程度	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
長崎県	個別具体的に記載	市町村まで(県名まで)	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
熊本県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	

【議員派遣】運用実態 都道府県・政令市調査

08/9/4 名古屋市民オンブズマン調べ

議会名	1. 目的の具体性	2. 派遣場所の具体性	3. 期間の具体性	4. 議決方法	備考
大分県	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決、複数の派遣をとりまとめて議決	4:原則として1件ずつ議決するが、一定例会に複数の派遣議案が提出されている場合は一括して採決することもある。
宮崎県	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
鹿児島県	個別具体的に記載、抽象的な目的を記す程度 ※案件による	市町村まで(議案には派遣場所の市町村名まで記載 ※大部分は都道府県名まで)	出発日、帰着日まで(議案には出発日、帰着日まで記載)※ただし出発日、帰着日が移動のみの場合は派遣期間に含まない。	派遣1件ごとに議決	
沖縄県	個別具体的に記載	※海外の場合は国名、国内の場合は県名を記載	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	議員派遣後は詳細な派遣議員団報告書を作成し、会議に報告するとともにマスコミ等にも配付している。

【議員派遣】運用実態 都道府県・政令市調査

08/9/4 名古屋市民オンブズマン調べ

議会名	1. 目的の具体性	2. 派遣場所の具体性	3. 期間の具体性	4. 議決方法	備考
札幌市	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで		4: 札幌市では法100条12項の派遣は会議規則で定めることとなっていることから、札幌市議会会議規則第117条により「議員を派遣しようとするときは議長においてこれを決定する」としています。
仙台市	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
さいたま市	抽象的な目的を記す程度	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
千葉市	抽象的な目的を記す程度	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
横浜市	議員派遣の事例なし				
川崎市	川崎市議会では法第100条第12項の規定による国外への派遣を除き、国内への議員派遣については本会議での議決を行ったことはありません。なお、参考として川崎市議会会議規則の該当条文を示します。 (議員の派遣) 第124条 法第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定することができる。 2. 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。				
新潟市	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
静岡市	個別具体的に記載	施設名称まで	出発日、帰着日まで	派遣1件ごとに議決	
浜松市	浜松市議会では、公費(旅費)による派遣は地方自治法第100条第12項の新設以後、国内への議員派遣の議決例はない。(なお、他都市への視察は、常任委員会視察のみを行っており、市会議規則第96条により、議長の承認で実施している。)				
名古屋市	本市では地方自治法第100条第12項の規定による議員の派遣については議会が議員を海外に派遣しようとする場合に用いております。				
京都市	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	本市会では国内の他都市調査等については基本的に各委員会ごとに委員派遣として行い、委員会で派遣目的、派遣都市、派遣期間、派遣委員を決定した後、委員長から議長に承認を得て実施しており、本回答の内容は議員派遣の原則的な運用を記載した。

【議員派遣】運用実態 都道府県・政令市調査

08/9/4 名古屋市民オンブズマン調べ

議会名	1. 目的の具体性	2. 派遣場所の具体性	3. 期間の具体性	4. 議決方法	備考
大阪市	本市では国外への派遣については議決を行っているが、国内の派遣については議決を行った例はない。(委員の派遣については会議規則で議長の承認で行うことができるため。またその他の派遣についても、閉会中のことが多く、会議規則により議長決定で行っているため。)				
堺市	抽象的な目的を記す程度	施設名称まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議決	
神戸市					本市会においては現在までのところ実例はありません。
広島市					本市議会では地方自治法第100条第12項の規定に基づく議員派遣に関し、国内への議員派遣については本会議で議決した事例はありません。
北九州市	個別具体的に記載	市町村まで	出発日、帰着日まで	複数の派遣をとりまとめて議	
福岡市	抽象的な目的を記す程度	市町村まで	出発する月まで		会期中の議員派遣等、議決を要する派遣の例がない。